

令和5年7月4日

関係各位

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課自立支援振興室

完成用部品指定申請価格における流通経費について

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定申請については、令和5年7月3日から受付を開始したところです。

この指定申請価格は、別添のとおり、補装具事業者に対する販売価格となるため、サプライヤー（完成用部品の販売店）から補装具事業者への流通経費についても、指定申請価格に含めることとなっております。

しかしながら、昨今、補装具事業者に対し、販売価格に加えて、配送料を負担させているケースが散見されることから、完成用部品の販売にあたっては、配送料を補装具事業者負担させることのないよう、ご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

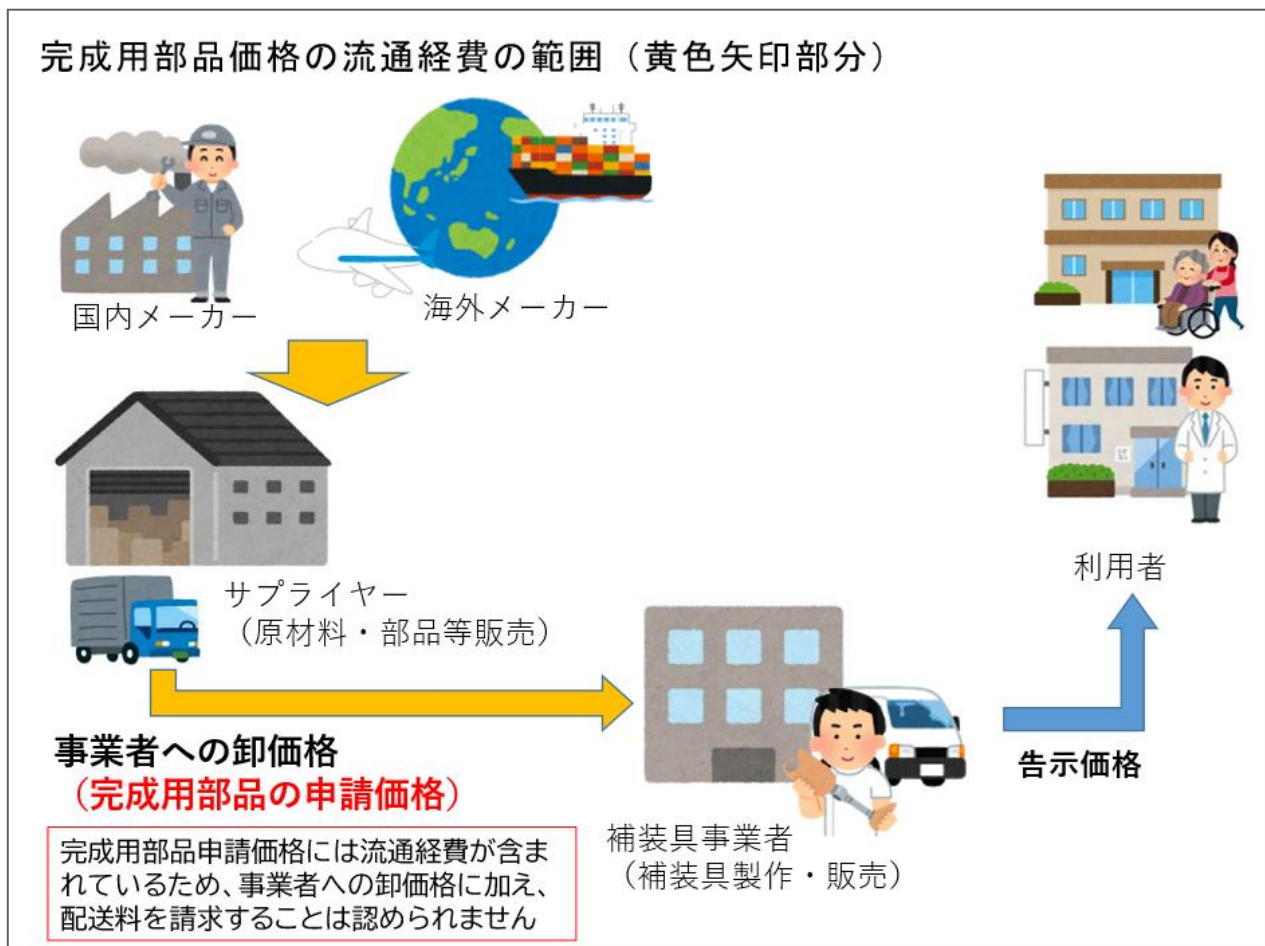
【問合せ先】

障害保健福祉部企画課

自立支援振興室 障害者支援機器係

TEL:03-5253-1111(内線3073)

完成用部品の流通経費の範囲



● 新規申請の「様式 A-3」

【国内製造品の価格根拠】

1. 国内製造部品の価格根拠										2
申請事業者となっている国内製造部品(「インボイス等輸入価格根拠資料の必要の有無」欄が「不要」となっている部品)のうち、価格変更を伴う申請があるものについてご記入ください。										申
1-1. 標準価格に占める費用・利益の割合										2
※記入する数値が、希望標準価格(申請価格、補装具製作事業者向け販売価格)に占める割合であることにご注意ください。										※
1. 製造原価		2. 販売管理費・中間業者による流通経費・マージン等(d)			3. 開発費			4. 部品申請者の利益(f)		【確認用】
うち 原材料費(a)	その他(b) 直接人件費・直接経費等に該当するものについてご記入ください。	製造原価合計(c=a+b)			開発費を生産生産予測量で除したもの、もしくは事業全体の開発費の売上高比をご記入ください(e)			合計(c)+(d)+(e)+(f) ※100になるか、ご確認ください。		合計が100でない場合「●」が表示されます
	%	%	-			%	%	%	%	0
	%	%	-			%	%	%	%	0

【輸入品の価格根拠】

2. 輸入部品の価格根拠										
申請事業者となっている、すべての輸入部品(「インボイス等輸入価格根拠資料の必要の有無」欄が「必要」となっている部品。価格変更を伴う申請があるもの)についてご記入ください。										
2-1. 標準価格に占める費用・利益の割合										
※記入する数値が、希望標準価格(申請価格、補装具製作事業者向け販売価格)に占める割合であることにご注意ください。										
1. 輸入原価		2. 【輸入品に対し何らかの加工を行う場合のみ】加工費用(c)			3. 販売管理費・中間業者による流通経費・マージン等(e)		4. 部品申請者の利益(f)		【確認用】	
うち 輸入商品原価(a)	輸入コスト(b)	※加工を行わない場合は、空欄としてください。該当する加工内容をお書きください。			輸入原価等合計(d=a+b+c)		合計(c)+(d)+(e)+(f) ※100になるか、ご確認ください。		合計が100でない場合「●」が表示されます	
45 %	5 %				50 %		45 %		5 %	100
- %	%				-		%		%	0

● 変更・削除申請の「様式 B-3」

【国内製造品の価格根拠】

率	1. 製造原価		製造原価合計 (c=a+b)	2. 販売管理 費・中間業者に よる流通経費・ マージン等(d)	3. 開発費 開発費を生産生産 予測量で除したも のもしくは事業全 体の開発費の売上 高比をご記入くだ さい(e)	4. 部品申請者 の利益(f)	【確認用】	
	うち 原材料費(a)	その他(b) 直接人件費・直接 経費等に該当する ものについてご記 入ください。					合計 (c)+(d)+(e) +(f) ※100にな るか、ご確 認くださ い。	合計が100 でない場 合「●」が 表示され ます
4%	46 %	15 %	61 %	20 %	14 %	5 %	100	
8%	50 %	15 %	65 %	15 %	15 %	5 %	100	
9%	50 %	15 %	65 %	15 %	15 %	5 %	100	
	%	%	%	%	%	%	—	
	%	%	%	%	%	%	—	
	%	%	%	%	%	%	—	

【輸入品の価格根拠】

2. 輸入部品の価格根拠
申請事業者となっている、すべての輸入部品(「インボイス等輸入価格根拠資料の必要の有無」欄が「必要」となっている部品。価格変更をとま

2-1. 標準価格に占める費用・利益の割合
※記入する数値が、標準価格(申請価格、補装具製作事業者向け販売価格)に占める割合であることにご注意ください。

1. 輸入原価	2. 【輸入品に対し何らかの加工を行う 場合のみ】加工費用(c)		輸入原価合計 (d=a+b+c)	3. 販売管理 費・中間業者 による流通経 費・マージン 等(e)	4. 部品申請 者の利益(f)	【確認用】	
	うち 輸入商品原価(a)	輸入コスト(b)				※加工を行わ ない場合は、空欄 としてください。	該当する加工内容をお書き ください。
— %	%	%	— %	%	%	0	
— %	%	%	— %	%	%	0	
— %	%	%	— %	%	%	0	
50 %	7 %	%	57 %	38 %	5 %	100	
45 %	5 %	%	50 %	45 %	5 %	100	
— %	%	%	— %	%	%	0	